

# 12月は「市税滞納整理強化月間」です

～ 納期内納付のご協力をお願いします～

税は私たちが安心して健康な暮らしをするための原資（もと）となるものです。福祉や医療・健康対策、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、欠くことのできない財源です。市税の納期限が過ぎても未納の人は、納付してください。未納額全額を一度に納められないときは、すぐに申し出てください。市では市税滞納額の縮小と税の公平性の確保を目指し、12月を「市税滞納整理強化月間」として、税収確保に努めます。

**納付・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します**

市税の納期限が過ぎてても未納の人には、督促状や電話・文書などで納税の催告をしていますが、再三の催告にもかかわらず納税も相談も無い人に対しては、財産の差押などの滞納処分を執行します。納税は国民の義務であり、大多数の人は滞納せず納税しています。税負担の公平を確保し、納税の義務を果たしてもらうために、滞納処分（財産の差押）は法に定められている実施しなければならぬものなのです。

**◎差押件数は年々増加しています**

上半期（4～9月）の滞納処分（財産差押）の件数と、換価額の推移です。債権・不動産など種類を問わず、さまざまな財産を差押しています。

区分	24年度上半期	25年度上半期	26年度上半期
預貯金	340	402	426
給与・年金	19	10	19
生命保険	16	20	18
国税還付金	57	36	52
売掛金・賃料ほか	5	1	7
不動産	33	19	28
計	470	488	550
換価による税収	27,074,723円	19,973,526円	24,117,691円

**◎市税に滞納のある人は、確定申告による所得税還付金をすべて差押します**

確定申告をしたことにより所得税が還付になる場合、市税に滞納のある人については、差押の手続きを行ったうえで、すべて市税に充当します。なお、市税を分割納付いただいている人もすべて差押の対象となります。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
差押件数	99	138	96
換価額	5,300,377円	4,656,484円	2,771,467円

**◎不動産差押を強化しています**  
住宅ローンなどの支払いを優先して納税いただけない人には、積極的に不動産（土地・建物）差押を執行しています。



◀過去に差押した不動産

**◎給与差押も強化しています**

給与収入など納税できる支払能力があるにも関わらず、住宅ローンや他の借入などの支払いを優先して納税いただけない人には、積極的に給与差押を執行しています。

市税を滞納してしまい、市が勤務先に給与照会することにより、結果的に市税の滞納の事実が勤務先に知られることとなります。給与差押については、完納になるまで毎月取立を行います。

**納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を**

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税を納期ごとに納付することが困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることができません。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

**●夜間納税相談窓口**

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表の開設日（納期限日）には夜間窓口を開設しています。

開設日	時間	場所
12月25日(木)	午後8時まで	困収納課
2月2日(月)		
3月2日(月)、31日(火)		

**●日曜納税相談窓口**

12月の「市税滞納整理強化月間」には日曜納税相談窓口を開設します。

開設日	時間	場所
12月21日(日)	午前9時から正午まで	困収納課
※21日に選挙が行われる場合は、14日に変更となります。		

問合せ ▶ 困収納課 収納整理係 (☎内線1084)